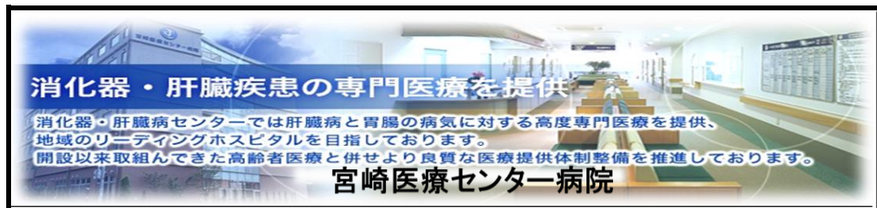

四季

題字　理事長自筆

春　号

2021年5月27日 発行

MEDICAL CORP. JOJINKAI Hospitals&Welfare Institutes

宮崎医療センター病院
宮崎市高松町2－16
TEL:0985-26-2800
FAX:0985-27-6811

介護医療院転換について

入院介護支援科　川越　智佐子

介護医療院とは、これまでの介護療養型医療施設と同様に医療的ケアが出来る新しい要介護者向けの介護施設です。(介護療養型医療施設は2017年度に廃止することが決定しており、2024年度末までは介護医療院等への転換するための措置期間となっています。)

日常生活上の身体介助や生活支援はもちろん、介護療養型医療施設で行われている「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」といった医療的なケアも行える施設という点が特徴です。

※医師や看護師、介護職員等の職員配置や様々なサービスについては、これまで通り介護療養型医療施設と変更ありません。

サービス内容については、次の医療的サービスや介護サービスになります。

医療的サービス

- 喀痰吸引
- 経管栄養(胃瘻造設・経鼻経管栄養等)
- 点滴
- 在宅酸素
- 褥瘡のケア
- 注射や薬の処方
- 看取りやターミナルケア等

理　　念

〇私たちは、自分が受けたい医療・看護・介護を提供します。

基　本　方　針

・患者さまの権利と尊厳を大切にし、心のこもった医療・看護・介護を提供します。
・根拠に基づいた説明のできる医療・看護・介護を実践します。
・全職種による安全で質の高いチーム医療を行います。
・急性期から在宅医療までを繋ぐ医療・看護・介護を提供します。
・地域連携に努め、地域包括ケアシステムの発展に貢献します。
・お互いを信頼し、やりがいと誇りを持てる職場にします。

宮崎医療センター病院

介護サービス

- 食事
- 排泄
- 入浴等の介助
- レクリエーション
- 機能訓練
- その他、日常生活等の支援等

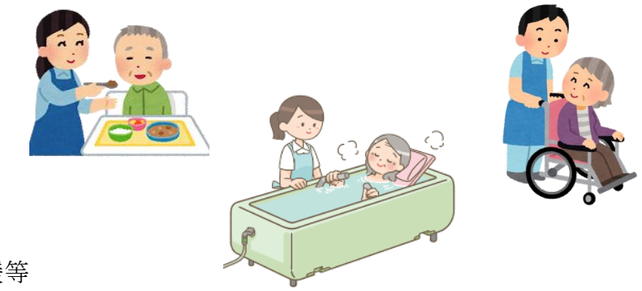

※病院のイメージが強かった現在の介護療養型医療施設とは違い、介護医療院は「生活の場所」を意識した施設になります。また、介護保険上では「自宅」扱いとなります。

当院でも現在、介護医療院へ転換するために院内の設備で変更しなければならない部分があります。介護サービス利用料金等については、介護医療院の規程に変更となりますので、介護療養型医療施設から引き続きご入所を希望される場合は改めて新規事業所としての契約が必要です。

なお、特定入所者介護サービス費として居住費、食費に関する利用者負担軽減制度の申請方法や要件等の変更はありません。

現在、申請準備中になりますが、当院の介護医療院の登録が完了した際は、重要事項説明書等の必要書類の準備が出来次第お知らせ致しますので、宜しくお願い致します。

☆　ご来院いただく皆様へのお願い　☆

新型コロナウイルス感染症対策について、当院でも面会禁止及び入館制限を実施しております。患者様・利用者様を含め、ご家族様や業者の方々へ検温や問診を行い、ご不便やご迷惑をお掛けしているかと思いますが、感染拡大防止のために何卒ご理解とご協力をお願い致します。

患 者 様 の 権 利

・患者様は、良質な医療サービスを平等に受ける権利があります。
・患者様は、人格・意思が尊重され、人間としての尊厳を守られる権利があります。
・患者様は、自分自身の診療に関する情報の提供を受ける権利があります。また、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
・患者様は、医療従事者から説明を受けた後に、提案された診療計画などを決定する権利があります。
・患者様は、プライバシーを尊重される権利があります。

【患者の皆様へのお願い】
良質な医療を実現するために、医師をはじめとする医療提供者に対し、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供して下さるようお願い致します。

宮崎医療センター病院

☆ 通所リハビリテーション作品 紹介 ☆

通所リハビリテーションの利用者様が季節の作品等を手作りしています。通所サービスでは、利用者様と一緒に花紙で作品を作って楽しんでいます。

通所リハビリテーション事業所では要支援1から要介護5の認定を受けられた方々が利用しています。興味のある方は近くの地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーにご相談ください。

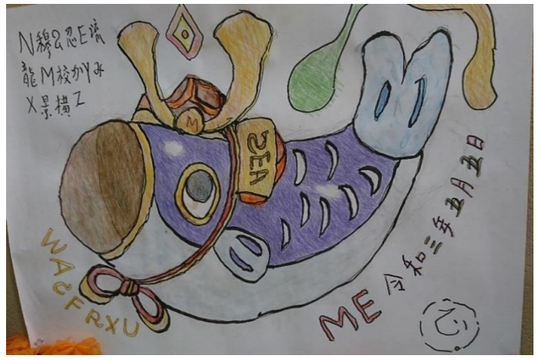

《　お知らせ　》

土日祝祭日につきましては、C館東側駐車場を閉鎖しております。ご理解とご協力を宜しくお願い致します。但し、ご面会の方が多く駐車スペースが無い場合は状況により開放致します。

新型コロナウイルス感染症から身を守るための実践

宮崎県内において新型コロナウイルス感染症から身を守るために次の会食ルールを実践しましょう。

○イベントでの感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限

○「Go To Eat キャンペーン」での人数制限（4人単位以下）

○会食における『みやざきモデル』の強化

- **み**っつの密（密集・密接・密閉）を避けて
- **や**めよう大声、大人数、長時間、静かなマスク会食を
- **ざ**席は間隔を空けて
- **き**れいに手指消毒
- **モ**りつけは小皿で一人ひとり
- **デ**んわ連絡先をお店に告げて
- **ル**ール、ガイドライン遵守のお店を利用しましょう

「新しい生活様式」を再認識して、感染予防のガイドラインを実践している店舗を利用する際は、「みやざきモデル」を参考に自分の身を守りましょう。

◆携帯電話の使用について

患者様及びご来院中の方々より携帯電話の使用についての苦情が出ております。

当院では、病棟談話室または病院外での使用をお願いしております。

また、携帯電話をご利用の際は、周りの方へのご配慮をお願い致します。

なお、当院職員は院内業務連絡用としましてPHSを使用しています。職員が使用するPHSの電波強度は通常のPHSの3分の1であり、医療機器への影響が少ない事を確認しております。

職員のPHS使用にご理解をお願い致します。